

タクシーご利用の皆様へ

<消費税引上げに伴う転嫁措置>

毎度ご乗車ありがとうございます。

このたび、消費税率が5%から8%へ引上げられることに伴いまして、本地区のタクシー運賃が下記の通り改定され、4月1日から実施することになりました。

今後とも変わらぬご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。なお、新メーター器を装着していない車両は、装着までの間は「換算表」による精算とさせていただきますのでご確認下さい。

記

改定運賃（埼玉県A地区）

種 別	車 種	上 限 運 賃 及 び 料 金	
距離制運賃	特大車	初乗 2Km まで 8 1 0 円	加算 264m までを増すごとに 9 0 円
	大型車	初乗 2Km まで 7 7 0 円	加算 282m までを増すごとに 9 0 円
	普通車	初乗 2Km まで 7 3 0 円	加算 301m までを増すごとに 9 0 円
時間距離併用運賃	特大車	時速 10 Km 以下の走行時間につき	1 分 35 秒までごとに 9 0 円
	大型車	時速 10 Km 以下の走行時間につき	1 分 45 秒までごとに 9 0 円
	普通車	時速 10 Km 以下の走行時間につき	1 分 50 秒までごとに 9 0 円
時間制運賃	特大車	30 分までごとに	3, 3 1 0 円
	大型車	30 分までごとに	3, 1 5 0 円
	普通車	30 分までごとに	2, 9 8 0 円
深夜・早朝割増	22 時から 5 時まで		2 割増
迎車回送料金		・迎車回送料金は迎車回送装置付メーター器により初乗り運賃相当額を限度として收受致します。 ・迎車回送距離が 2 Km 以内であるときは、ご依頼を受けて配車した地点からメーター器を作動させて、実車走行となっても 2Km に至るまで引き続き初乗運賃額を表示し、2 km を超えたときから 9 0 円が加算表示されます。 ・迎車回送距離が 2 Km を超えている場合は、お客様が乗車されて、メーター器を「賃走」又は「割増」あるいは「支払」に操作すると、その時点で 9 0 円が加算表示されます。 なお、車両が到着後、お客様の都合により待機させられる場合は、5 分経過後に時間距離併用運賃を加算させていただきます。	
障害者割引		(身障者・療育手帳にある写真を確認後に割引とする。)	1 割引

○ 車内にタクシーカードを備え付けてありますので、忘れ物やご要望などにご利用下さい。

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

さいたま市浦和区高砂 3-10-4 電話 (048) 863-6431